

順応的な海岸侵食対策に資する環境情報の蓄積と活用に向けた手法の提案

パシフィックコンサルタンツ (株) 九州支社

○正会員

堀之内 毅

糸井 孝一

1. はじめに

平成 11 年に改正された海岸法では、防護・環境・利用の調和が法目的として明示されているが、環境面、とりわけ海岸の生物環境についての情報・知見の蓄積はまだ不足している状況にある。

一方で、全国では海岸侵食等の顕在化により、海岸事業による対策が行われている海岸は少なくないが、すべての海岸が環境面での情報が充実した状況下で事業が進められているとは言い難く、また確立された調査手法等も存在していない。

従って、本稿では、平成 20 年度から国の直轄海岸として侵食対策が着手されている「宮崎海岸」における、防護・環境・利用が調和した侵食対策の検討に資するための、環境情報・知見の蓄積への取り組みについて報告するものである。

2. 宮崎海岸の概要と侵食対策への取り組み

宮崎海岸は、宮崎県東部の日向灘沿岸のほぼ中央に位置する延長約 7km の砂浜海岸である。かつては運動会ができるほどの広大な砂浜であったが、昭和 50 年代頃より侵食が顕著になり、40 年程度の間平均約 40m、最大で約 90m の汀線後退が生じている。

このような中、宮崎海岸では専門家等からなる「宮崎海岸侵食対策検討委員会」の議論を踏まえ、「宮崎海岸トライアングル(≒市民参画への取り組み)」と「宮崎海岸ステップアップサイクル(≒順応的対応)」を両輪として、試験養浜等を行いつつ本格的な

対策に向けた検討が進められているところである。

3. 宮崎海岸における環境調査計画の立案

宮崎海岸では、直轄化前の平成 19 年度から環境調査に着手してきた。文献調査や聞き取り調査の結果、アカウミガメを除き生物分布等に関する情報が極めて少ない状況が明らかになったため、事業実施前における情報蓄積に向けて、現地調査を主体とした基礎調査を実施することになった。

海岸域の現地調査にあたっての留意事項は、比較的安定した生態系をもつ陸域環境と、不安定で変動も大きい海域環境とで環境特性が異なることである。

そのため、陸域環境については面的な分布情報の把握を主眼とした計画立案を行い、海域環境については今後の侵食対策の実施を視野に入れ、汀線付近と沿岸洲(バー)のやや沖側を基本地点に岸沖地点を設定し、それを結ぶ測線を沿岸方向に展開する形で計画立案を基本的な方針とした(図-1)。

なお、宮崎海岸のように外洋に面した波浪条件の厳しい海岸では、調査時期・位置に制約を受けやすい。また、侵食対策の検討に向けた有用な環境情報の取得に努める一方で、結果の公表を念頭に市民や海岸利用者(漁業者含む)へのわかりやすさを両立させることも重要と考えた。

以上の点を念頭に置き、表-1 のような考え方のもと調査計画の立案を行った。

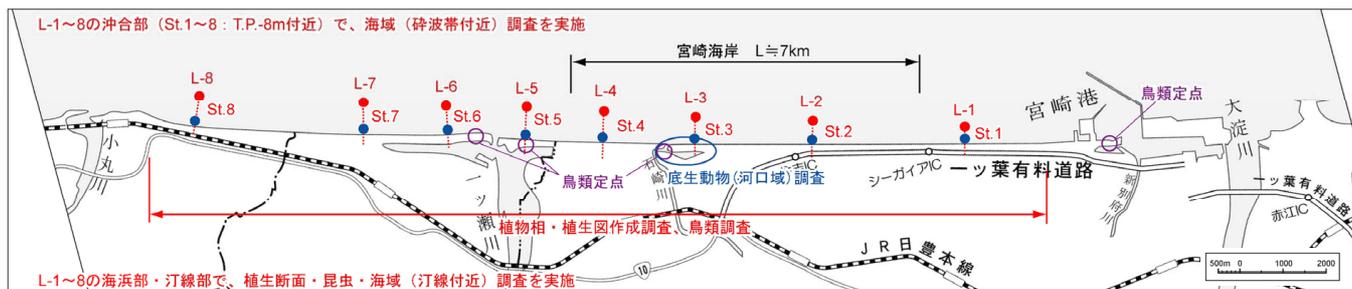


図-1 宮崎海岸及び調査地点の位置

キーワード 海岸環境, 環境調査計画, 侵食対策, 順応的対応, 生物, 環境情報
図
連絡先 〒819-0007 福岡県福岡市西区愛宕南 1-1-7 Tel : 092-885-5015

